

「ワイマール憲法がいつの間にかナチス憲法に変わっていたのだよ。誰も気づかないで変わったのだ。あの手口に学んだらどうかね」。

これは元首相で現副総理である麻生太郎氏が、2013年7月31日に都内のホテルで講演したときの発言である。この発言は内外で大きな波紋を呼んだので、翌日、撤回された。「あの手口」とはどんな手口なのか。

ワイマール憲法には緊急事態条項があり、この条項では「緊急事態が発生したと内閣が判断すれば、内閣は議会の承認なしに緊急事態を宣言し、内閣だけの判断で、全権を行使できる」と規定されていた。選挙で選ばれて大統領の指名で首相に就任したヒットラーは、騒乱事件をでっちあげて緊急事態宣言を行い、独裁政権を掌握した。この手法が「あの手口」である。

れ、大災害などの時に内閣が国民の権利を制限する「緊急事態条項」に、「極めて重く大切な課題」と述べたのである。その上で、同条項に加えて「憲法9条への自衛隊の明記」「参議院選の合区解消」「教育無償化」の「改憲4項目」の実現を目指す考えを示した。さらに憲法改正の手続き法である「国民投票法改正案」の早期成立を主張した。

自民党の「改憲4項目」のなかで自民党が最も重視しているのは、「緊急事態宣言の創設」である。第二次大戦の戦勝国（米英仏中）の基本方針はドイツと日本封じ込めであり、ドイツは基本法24条（軍事主権が国際機関に委任されている）とNATO（北大西洋条約機構）によって再軍備後のドイツ軍には軍事主権がない（ドイツ首相は自国だけの判断では自国軍を一步たりとも国外へ出せない）。さらに日本は憲法

羅針盤

「安倍政治の数多の負の遺産の継承」(その9) ヒットラーは緊急事態宣言によって独裁権を掌握、これを模倣する危険な自民党改憲方針

日本金融財政研究所所長 菊池英博

9条と日米同盟によって封じ込まれており、自衛隊には軍事主権はない。安倍第二次内閣になって第9条破棄に熱心であった自民党は、これらの事実をようやく認識したのである。これを立証するような事実が散見される。

やむなく自民党は「憲法9条は変えないが9条に自衛隊を明記する」という改憲戦略に変更したと読み取れる（私見では「9条への自衛隊明記」は集団的自衛権行使容認を要求してきた米国の示唆ではないかと推察する）。安倍首相は2014年7月の閣議で、「日本は憲法第9条で集団的自衛権の行使はできない」という長年の法制局の見解を破棄して「限定的ながら集団的自衛権は行使できる」という決定を下し、2015年9月には参議院での強硬採決で新安保法制が成立した。閣議決定された集団的自衛権の行使は限定的

具体的にみると、ヒットラー率いるナチス党は1932年の選挙で第一党になり、翌年1月に大統領はヒットラーを首相に任命した。しかしナチス党の得票率は33.1%に過ぎず、少数与党であった。そこでヒットラーは、就任1か月後の2月27日の夜に国会放火事件をでっちあげ、翌28日に緊急事態宣言を行い、ワイマール憲法を事実上廃止してナチス党の独裁政権に変えてしまった。

緊急事態宣言発効直後にヒットラーは報道や言論の自由を停止し、さらに反政府的な行動をとる約5000人を逮捕し拘束した。こうして3月にヒットラーは国会で全権委任法を成立させて独裁権を確立したのである。

菅首相は5月3日の憲法記念日に、改憲派の集會に自民党総裁としてビデオメッセージを寄せた。新型コロナウイルスの感染拡大に触

とはいえ、「密接な関係にある国が攻撃を受けた場合」「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合」「攻撃された国からの行使を求め明らかかな要請があった場合」「首相が総合的に判断して国会の承認を受けた場合」には、自衛隊が米軍に参加することが可能になっている。

自民党内には憲法改訂によって「緊急事態条項」を創設し、台湾有事の際などで首相に独裁権を与えて集団的自衛権の行使ができるようにしたいという意向が強いと感ぜられる。

そこで菅総裁はコロナ禍に悪乗りして緊急事態条項の必要性を強調し、改憲を急ごうとしているとみられる。

自民党の改憲案にある「緊急事態条項の創設」の真意が、冒頭の麻生発言にあることを日本国民はしっかりと受け止め、自民党の改憲案の危険性を認識すべきである。